

保福介第758号
平成23年6月20日

各保険医療機関 御中

さいたま市保険福祉局福祉部介護保険課長
(公印省略)

東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料等の
取扱いについて

日頃から、本市の介護保険事業の推進について、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり、東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料等の取扱いについて、厚生労働省から通知がありました。

つきましては、当該通知に伴い、被災した介護保険の被保険者に対する取扱いについて、別紙のとおりのお取り扱いとなりますので、御協力をお願いいたします。

なお、被災した被保険者に対する介護保険サービスの提供等について、ご不明な点がありましたら、お手数ですが、下記の連絡先までお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。

記

1. 利用料の取扱いについて
平成23年7月1日から免除証明書の提示が必要となります。
2. 被保険者証の取扱いについて
平成23年7月1日から被保険者証の提示が必要となります。

震災に係る発出文書及び免除申請書は、本市ホームページにも掲載しております。
<http://www.city.saitama.jp/www/contents/1300941809635/index.html>

【担当】

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課
担当：安川・白河
電話 048 - 829 - 1264

東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料等の取扱いについて

1 利用料の取扱いについて

災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用されている被災地域（別紙 被災地域一覧 参照）に住所を有していた方（地震発生後、さいたま市に転入した場合を含む。）のうち、次のいずれかに該当する場合には、介護サービス利用料の支払が猶予となります。（「東日本大震災による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（平成23年5月16日付け参照））

被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方。

被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が、死亡、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、収入が著しく減少した方。

被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方。

被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方。
被保険者の主たる生計維持者の行方が不明である方。

原子力災害対策特別措置法の規定による立退き若しくは屋内退避又は計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の対象となっている方。

地震発生後、被災地域からさいたま市に転入した場合も猶予の対象になります。

利用料の支払猶予期間 平成23年6月30日サービス提供分まで

平成23年7月1日サービス提供分からは、原則として利用料免除証明書（以下「免除証明書」という。）を介護サービス事業者に提示した場合に、利用料が免除されるものします。（「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について」（平成23年5月16日付け第1の3参照））

については、現在、利用料等の支払を猶予している利用者について、保険者へ免除証明書の申請が必要となりますので、介護保険課又は各区役所高齢介護課までお問い合わせください。

利用料の免除適用期間 平成24年2月29日まで（予定）

ただし、以下の方については、利用料の免除適用期間を次のように適用します。

- ・被保険者の主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ・・・主たる生計維持者の行方が明らかとなるまで
- ・原子力災害対策特別措置法の規定による立退き若しくは屋内退避又は計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の対象者
 - ・・・当該指示が解除されたものについては、別途定める日まで

2 被保険者証の取扱いについて

(「東日本大震災による被災者に係る被保険者証の提示等及び地方自治体における第5期介護保険事業(支援)計画及び老人福祉計画の弾力的な策定について」(平成23年5月16日 1参照))

・平成23年6月末まで

被保険者証の提示がなくとも、氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いになります。

・平成23年7月1日以降

原則として被保険者証を提示することにより資格確認を行う取扱いとなるため、介護サービス事業者は、被保険者証を消失等した者に対して、被保険者証の再交付を受けるように促してください。

なお、被災により被保険者証を消失等した利用者が、市町村の行政事務が混乱していること等のやむを得ない理由により、被保険者証の提示をせずにサービスを利用しようとした場合には、「氏名・住所・生年月日・連絡先」(後日、介護報酬の請求に必要な事項について問い合わせることができるようにしておくため)の申告を受けた上で、サービスを利用できることになります。

3 請求の手続きについて

審査支払機関である国保連合会に提出する「介護給付費明細書」には、利用者の自己負担額も含めた10割分を記載してください。

なお、請求の具体的な手続きについては、「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」(平成23年4月5日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡)及び「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(5月サービス提供分)」(平成23年5月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡)を参照してください。

4 ご不明な場合の問い合わせについて

利用者の被保険者証の提示がなく、介護保険の請求に必要な「被保険者番号・要介護度・認定有効期間等」の情報が不明な場合等がありましたら、お手数ですが、介護保険課又は各区役所高齢介護課までご相談ください。
本市から、被災市町村に確認をとります。

【問い合わせ先】 被災者が現在、お住まいの区役所にお問い合わせください。

介護保険課	区役所高齢介護課				
	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区
829-1264	620-2668	669-6068	646-3068	681-6068	840-6068
	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区
	856-6178	829-6153	844-7178	712-1178	790-0169

災害救助法及び被災者生活再建支援法が 適用されている被災地域一覧

・岩手県	全34市町村			
・宮城県	全35市町村			
・福島県	全59市町村			
・青森県	八戸市	三沢市	上北郡おいらせ町	三戸郡階上町
・茨城県	水戸市	日立市	土浦市	古河市
	石岡市	結城市	龍ヶ崎市	下妻市
	常総市	常陸太田市	高萩市	北茨城市
	笠間市	取手市	牛久市	つくば市
	ひたちなか市	鹿嶋市	潮来市	常陸大宮市
	那珂市	筑西市	稲敷市	かすみがうら市
	桜川市	神栖市	行方市	鉾田市
	つくばみらい市	小美玉市	東茨城郡茨城町	東茨城郡大洗町
	東茨城郡城里町	那珂郡東海村	久慈郡大子町	稲敷郡美浦村
	稲敷郡阿見町	稲敷郡河内町	北相馬郡利根町	
・栃木県	宇都宮市	足利市	小山市	真岡市
	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市
	那須烏山市	芳賀郡益子町	芳賀郡茂木町	芳賀郡市貝町
	芳賀郡芳賀町	塩谷郡高根沢町	那須郡那須町	那須郡那珂川町
・千葉県	千葉市	銚子市	市川市	船橋市
	松戸市	成田市	佐倉市	東金市
	旭市	習志野市	八千代市	我孫子市
	浦安市	印西市	富里市	香取市
	山武市	印旛郡酒々井町	印旛郡栄町	香取郡多古町
	香取郡東庄町	山武郡九十九里町	山武郡横芝光町	
・新潟県	十日町市	上越市	中魚沼郡津南町	
・長野県	下水内郡栄村			